

# 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応（1）

～岐阜県フローチャート（R2. 2. 25現在）～

## 1 【発生情報の学校等への連絡 及び 学校ではじめて発生した場合】

児童生徒及び教職員に次の症状がある場合

- ◇ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- ◇ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

帰国者・接触者相談センターへ連絡

本人及び保護者から

岐阜県の相談センター等案内ページ（ホームページ）

[https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata\\_corona.data/kikokusya\\_sessyokusyasoudan\\_2\\_25.pdf](https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona.data/kikokusya_sessyokusyasoudan_2_25.pdf)

※学校へ連絡 TEL：058-251-0165

帰国者・接触者外来を設置している医療機関

PCR検査が必要な場合

PCR検査の実施

※検査の実施有無、検査結果を学校へ連絡

陽性の場合

第1報

国へ感染者・濃厚接触者の報告を県教委が行う

県教育委員会

※出席停止及び臨時休業を要請

該当児童生徒及び教職員の検査結果と臨時休業の要請連絡

第1報

文書による臨時休業の要請

教育事務所

第2報

第2報

市町村教育委員会

第2報

該当児童生徒及び教職員の検査結果と臨時休業の要請連絡

第1報

県立高・特支学校

国市町村立幼・小・中・義・高・特支学校

※国への新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者の報告は県教育委員会がまとめて行う。